設備要件について

各障害福祉サービス事業について、一宮市では基準省令上の「その他運営に必要な設備」及び訓練・作業室等の「支障がない広さ」を以下のとおりとします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和4年1月現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | その他必要な設備 | 必要な広さ |
| 生活介護 | 浴室・シャワー室は不可。浴槽があり、介助ができるスペースが確保されていること。（機械浴でない場合は、内寸で3.4㎡確保すること）事務室 | 訓練・作業室（定員×３㎡）多目的室（定員×３㎡）・各室、有効面積での確保が必要。ロッカーや冷蔵庫など、その場で作業が出来ない場所は、それを除いて計算すること。 |
| 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型 | 事務室 | 訓練・作業室（定員×推奨３㎡）多目的室（定員×推奨３㎡）・最低でも1人当たり２㎡を確保すること。・各室、有効面積での確保が必要。ロッカーや冷蔵庫など、その場で作業が出来ない場所は、それを除いて計算すること。 |
| 自立訓練（機能訓練、生活訓練（通所）） | 事務室 | 訓練・作業室（定員×推奨３㎡）多目的室（定員×推奨３㎡）・最低でも1人当たり２㎡を確保すること。・各室、有効面積での確保が必要。ロッカーや冷蔵庫など、その場で作業が出来ない場所は、それを除いて計算すること。 |

注1：上記の他に運営に必要な設備がある場合は、それを設けること。

注2：相談室は4人程度が面談できるスペースを確保すること。

注3：多機能型の場合、サービス毎に定員数に応じた広さの訓練・作業室を設けること。

　なお、令和3年3月以前に、すでに愛知県にて指定がおりている事業所については、定員変更や多機能型でのサービス追加等で改めて図面相談が必要な場合には、上記の設備要件の確認をいたしますので、ご承知おきください。